

## 記入内容の確認

**1** 内容入力

**2** 確認

**3** 完了

この内容でよろしければ、画面下のボタンを押してください。

○提案事項名(タイトル)  
(50字以内におまとめください。)  
※必須

2名以上の外国人の共同事業における在留資格「投資・経営」の運用基準緩和

○提案の視点  
※必須

基準や要件の見直し

○提案の具体的内容  
(具体的に全角文字にて250文字  
以内で記載してください。)  
※必須

2名以上の外国人が共同で起業しおのおの役員に就任する形態の場合、従業員が存しないことの一事をもって、両名に在留資格「投資・経営」を認めない運用を改め、真実両名が経営活動に従事する場合には、両名に在留資格「投資・経営」を認めるべきである。

○提案理由  
(具体的に全角文字にて750文字  
以内で記載してください。また、特  
に無い場合は「なし」とお書きくだ  
さい。)  
※必須

東京入国管理局就労審査部門統括審査官の説明によると、役員の下に、部長、課長、一般社員が存在するような会社でない場合(ピラミッド型の組織を有しない会社の場合)、たとえ当該外国人が役員としておのおの経営活動に従事する場合であっても、2名以上の外国人役員には在留資格「投資・経営」を付与できないとされる。私は、行政書士として入管申請に係わっているが現にそのように運用されている。法務省は個別具体的判断と回答するものと思われるが、実際にはピラミッド型の組織を有しないことの一事をもって在留資格「投資・経営」が認められてないことは、許可・不許可事例を調査していただければ分かる。経営の知識経験を有する外国人Aと技術の知識経験を有する外国人Bが共同で事業を立ち上げ、それぞれ取締役役に就任して経営活動に従事するものの、設立当初で従業員が存しない場合、東京入国管理局の運用によると両名に在留資格「投資・経営」が付与されない。設立当初においては、役員のみしか存しない形態はけしてめずらしいものではなく、このような事業形態を営む外国人に在留資格「投資・経営」が付与されないことは、外国企業・外国人による対日投資の大きな障壁となっている。なお、外国人Aが代表取締役に就任し、外国人Bが従業員になる場合には、Aに在留資格「投資・経営」、Bに在留資格「技術」などが認められている。実態としては、AとBによる起業にもかかわらず、このような形式を採らざるを得ないのは技巧的である。名ばかりの経営者による不法就労を防止しようとするあまり、真実経営活動に従事しようとする場合であっても、従業員が存しないことをもって一律に在留資格「投資・経営」を認めない運用は不当であり、対日投資促進のためにも改めるべきである。

○根拠法令等  
※必須

出入国管理及び難民認定法別表第1の2

○制度の所管省庁  
(複数選択も可)  
※必須

法務省

○「[新成長戦略\(平成22年6月18日閣議決定\)](#)」の7つの戦略分野  
(関連する分野がありましたら  
チェックしてください。)

アジア・雇用・人材

○提案主体名(会社名・団体名)  
(個人の場合は「個人」と記入して  
ください。)  
※必須

個人

<input type="radio"/> 会社名・団体名の公表の可否 ※必須	公表
<input type="radio"/> 提案主体分類コード	q個人
<input type="radio"/> 提案者氏名(非公表) (会社・団体の場合は「担当者名」 を記入してください。) ※必須	林 幹
<input type="radio"/> 電話番号(非公表) ※必須	090-8014-7968
<input type="radio"/> 電子メールアドレス(非公表) ※必須	kan@officekan.com

[◀◀ 修正](#)[▶▶ 以上の内容で送信する](#)[ページの先頭へ](#)